

募集要項

第1章 募集要項の位置づけ

8 事業者の負担

(1) 光熱水費の負担

本拠点の運営・管理に係る光熱水費については、全て事業者が負担することとする。

(2) 当市への納付金

ア 収益還元

事業者は、収益還元として以下の納付金を毎年当市が指定する方法により一括で支払うものとする。

- ・土地の固定資産評価額に 100 分の 6 を乗じて得た額と同等の額
- ・建物の固定資産税の課税標準建設額相当額に 100 分の 1.6 を乗じて得た額と同等の額（減価償却あり）

上記に代わる提案も認める。

イ その他

自動販売機等の設置に関する使用料は、当市との事前協議による。

なお、当市の条例改正や固定資産評価替等の状況により、金額は改定できるものとする。

上記に加え、事業者は、本拠点の運営により享受する営業利益の一部を納付金として当市に還元すること。還元率は事業者の提案によるものとする。

イ 納付金の保証

初年度は、事業者の収益還元納付を保証するため、当市のために、契約締結と同時に保証金として2年分の額を納付するものとし、そのうちの1年分は、事業終了時（令和25年3月31日）に当市の定める要求水準を満足する状態で引渡を受けたことを確認の上、事業者に返還する。

